

セキュリティ強化に伴い、2024年7月29日付で以下規定を変更します。

当社が不正を検知した場合には、お客さまに事前に通知することなく、一時的にサービスの利用停止措置を実施させていただくことがございます。

お客さまの大切な資産を守るための措置となりますので、ご了承をお願いします。

また、民法改正による成年年齢引き下げに伴う改定も実施しております。

内容については新旧対照表ご参照下さい。（変更部分は下線部）

三井住友信託ダイレクト取引規定	
旧	新
<p>(略)</p> <p>第7条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>本規定による契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。</p> <p>2. 代表普通預金口座の解約</p> <p>代表普通預金口座が解約されたときは、三井住友信託ダイレクトは解約されたものとみなします。</p> <p>3. サービスの利用停止</p> <p>契約者等が当社との取引規定に違反した場合等、当社が三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、契約者等に事前に通知することなく三井住友信託ダイレクトの全部または一部の利用を停止することができます。</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>契約者等に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、三井住友信託ダイレクトを解約することができます。この場合、契約者等への通</p>	<p>(略)</p> <p>第7条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>本規定による契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。</p> <p>2. 代表普通預金口座の解約</p> <p>代表普通預金口座が解約されたときは、三井住友信託ダイレクトは解約されたものとみなします。</p> <p>3. サービスの利用停止</p> <p><u>契約者等が当社との取引規定に違反した場合や、契約者以外の他人により不正にサービスを利用される恐れがあると当社が判断した場合等、</u>当社が三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、契約者等に事前に通知することなく三井住友信託ダイレクトの全部または一部の利用を停止することができます。</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>契約者等に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、三井住友信託ダイレクトを解約することができます。この場合、契約者等への通</p>

<p>知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に三井住友信託ダイレクトは解約されたものとします。</p> <p>(1)住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者等の所在が不明となったとき</p> <p>(2)契約者が未成年者であって運用管理者を設定している場合において、当該契約者が成年に達したとき <u>(婚姻をしたときを含みます。)</u></p> <p>(3)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます。）があったとき</p> <p>(4)相続の開始があったとき</p> <p>(5)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき</p> <p>(6)手形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます。）</p> <p>(7)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(8)その他三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>5. 当社からの都合解約および強制解約により契約者等において損害が生じても、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>(略)</p>	<p>知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に三井住友信託ダイレクトは解約されたものとします。</p> <p>(1)住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者等の所在が不明となったとき</p> <p>(2)契約者が未成年者であって運用管理者を設定している場合において、当該契約者が成年に達したとき</p> <p>(3)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます。）があったとき</p> <p>(4)相続の開始があったとき</p> <p>(5)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき</p> <p>(6)手形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます。）</p> <p>(7)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(8)その他三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>5. 当社からの<u>サービスの利用停止</u>、都合解約および強制解約により契約者等において損害が生じても、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>(略)</p>
---	---

以上